

答 申 第 3 2 5 号

平成 2 2 年 5 月 2 1 日

千葉県代表監査委員 袴田 哲也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 0 年 8 月 2 1 日付け監査第 1 2 6 号による下記の諮問について別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 9 6 号

平成 2 0 年 7 月 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 6 月 2 6 日付け監査第 6 7 号及び平成 2 0 年 6 月 2 7 日付け監査第 6 8 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年6月26日付け監査第67号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成20年6月27日付け監査第68号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成20年7月1日付け保指第809号及び保指第811号による補正要求は、補正要求権の濫用であり、千葉県職員が鋸南町職員の不正請求に加担している事実でもある。
- (2) 「告示された所得割率と資産割率」が国保法施行規則第32条の9及び第32条の10の規定の方法で補正がされていることを裏付ける一切の書類が対象文書であり、平成20年7月4日付け保指第868号の補正要求書に記載された例示文書は対象文書ではない。
- (3) 鋸南町国保条例については、平成11年度まで所得割料率と資産割料率の補正についての改正がされておらず、基盤安定負担金等が水増しされていたのであって、故意に不開示決定をするのは許されない。
- (4) 「告示された所得割率と資産割率」は、補正方法が不明であるから、この告示での所得割率と資産割率は補正されていない。
- (5) 鋸南町町長は、H14年度から18年度の介護納付金賦課額の軽減相当額を過誤納の修正であると故意に不正請求したが、千葉県職員が詐欺教唆をしたのなら許されない。
- (6) 監査委員部局が、中山間地域等直接支払交付金等（推進事業を含む）を鋸南町が不正受給したのと同様、放置するのは許されない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

1 対象となる行政文書

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第

65号)に基づき、平成20年6月6日付けで、「安房郡鋸南町の国保で(平成19年度当時の)国保法施行規則32の9、同32条の10の規定のとおり所得割率と資産割率のための「基礎控除後の総所得金額等」又は「固定資産税額」の補正がされていないことがわかる一切の書類」の行政文書開示請求(以下「本件請求1」という。)、及び平成20年6月7日付けで「安房郡鋸南町の国保において、国保料や基盤安定負担金や退職者医療療養給付費等交付金が水増し請求されていたことがわかる一切の書類」の開示を求める行政文書開示請求(以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書(以下「対象文書」という。)を保有していない(請求に係る行政文書を作成又は取得していない。)として本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 異議申立人は、本件請求において、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する文書の開示を求めているものであるが、千葉県においては、健康福祉部保険指導課(以下「保険指導課」という。)が国民健康保険に関する事務を所掌している。
- (2) 実施機関は、保険指導課の事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項及び第1項により定期監査を毎年度行っており、同課から提出される監査資料は、同課の収入や支出についての所定の様式に従い作成した文書であるため、同課から取得した文書には対象文書は存在しない。また、実施機関が作成した文書中にも存在しない。
- (3) また、鋸南町の国民健康保険事業に関しては、法第242条第1項に基づく請求(以下「住民監査請求」という。)を、本件請求のあった日までに9件受け付けているが、いずれも不適法な請求であるとして却下しており、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中にも対象文書は存在しないし、また、当該住民監査請求に関し、実施機関が作成し又は取得した文書中にも対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりであり、異議申立人は、平成20年7月6日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る対象文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は保有していないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関の説明によれば、実施機関が保有する行政文書の中で、本件請求に係る行政文書が存在するとすれば、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書及び鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書として保有している場合に限られるとのことである。
- (2) 千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）によれば、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関する事務は、保険指導課が所掌しており、実施機関は、保険指導課の事務についての監査を実施しているにすぎないのであるから、実施機関が保有する文書の中で本件請求に係る行政文書が存在する可能性があるものは、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書及び鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書に限られるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。
- (3) 保険指導課の事務についての定期監査に関する行政文書として、千葉県監査委員職務執行規程（平成11年千葉県監査委員告示第1号）に基づき、実施機関が保険指導課から提出を求め取得した行政文書、及び当該定期監査に関して実施機関が作成した行政文書中にも本件請求に係る行政文書は存在しないとのことであるため、念のため、実施機関に対し改めて確認を求めたが、その存在を認めることができなかった。
- (4) また、鋸南町の国民健康保険事業に関する住民監査請求については、平成18年4月以降、国民健康保険法第72条等の規定による調整交付金等の支出に係る住民監査請求が複数なされている。

しかし、これらの住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出の事実等が、個別的、具体的に摘示されておらず、住民監査請求の要件を欠くものとして、実施機関はいずれも請求を却下している。また、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中にも本件請求に係る行政文書は存在しないし、当該住民監査請求に関して実施機関が作成し又は取得した文書中にも本件請求に係る行政文書は存在しないとのことであるため、念のため、実施機関に対し改めて確認を求めたが、その存在を認めることができなかった。
- (5) したがって、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年8月21日	諮問書の受理
平成20年9月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年2月19日	審議
平成22年3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年3月23日現在)